

公益財団法人結核予防会結核研究所 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人結核予防会倫理規程の理念に則り、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、「研究所」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 研究所の職員は、公益財団法人結核予防会倫理規程の理念並びに内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先しなければならない。

(組織)

第3条 研究所のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス推進責任者
- (2) コンプライアンス推進委員会

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、所長が任命する。コンプライアンス推進責任者は、研究所のコンプライアンスの状況について、定期的に部長会に報告するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス推進責任者の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス教育の実施をはじめとしたコンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス推進委員会の責任者
 - (4) 公的研究費の運営・管理についての実質的な責任者

(コンプライアンス推進委員会)

第5条 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス推進責任者の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス教育の実施をはじめとしたコンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) その他、コンプライアンス推進責任者が諮問した事項
- 2 コンプライアンス推進委員会の委員は、所長が任命する。

(コンプライアンス推進委員会の開催)

第6条 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス推進責任者の招集により、必要に応じて適宜開催する。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス推進責任者に報告する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、必要な施策を実施する。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、役職員に対してコンプライアンスに関する教育を行うとともに、その実施状況・受講状況等について管理監督する。

- 2 職員は、前項の定めによるコンプライアンスに関する教育を定期的に受けるものとする。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、結核研究所部長会が行う。

附 則

本規程は、平成27年3月25日から施行する。